

臨時休校について

A：「暴風警報」または「特別警報」発令中に伴う臨時休校について

大阪府泉州地域に「暴風警報」または「特別警報」が発令された場合は原則として以下のように対応します。

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| ①午前7時の時点で解除されている場合 | → 平常どおりの授業 |
| ②午前7時の時点で発令中の場合 | → 登校せず自宅待機 |
| ③午前10時（午前中授業の日は午前9時）までに解除された場合 | → 安全に留意し速やかに登校 |
| ④午前10時（午前中授業の日は午前9時）まで発令中の場合 | → 臨時休校 |

留意事項

- ・上記対応は「暴風警報」についてのみです。「注意報」あるいは「大雨・洪水・高潮・波浪」等の警報の場合は、平常授業を行います。
- ・「特別警報」は「大雨・洪水・高潮・波浪」等、すべての場合で休校です。
- ・授業の開始時間等は当日の状況等を判断して決定しますが、原則として解除された時間より2時間後の授業から開始します。
- ・授業実施となっても、地域的要因や交通機関の運休等で登校できなかつたり、通学に相当な危険性が予測されたりする場合は、学校（担任）に連絡して指示に従ってください。
- ・「暴風警報」が授業中に発令されたときは、状況判断の上、下校させる場合があります。

B：公共交通機関運休に伴う臨時休校について

南海本線が運休の場合は、上記（「暴風警報」または「特別警報」発令中に伴う臨時休校について）の対応に準じます。なお、阪和線やバスが運休したとしても、南海本線が運行している場合には授業を実施します。

C：感染症予防に伴う臨時休校について

学校保健安全法等に則り、感染症予防のために、臨時休校とすることがあります。

上記の決定は、必要に応じて指示します。